

報告第3号

専決処分の報告について

地方自治法第180条第1項の規定によって、別紙のとおり専決処分したので、同条第2項の規定によりこれを報告する。

令和5年2月20日提出

長岡京市長 中小路 健 吾

専決第2号

損害賠償の額の決定について

交通事故による損害賠償の額を次のとおり決定する。

令和5年1月27日専決

長岡京市長 中小路 健 吾

1 相手方

長岡京市調子1丁目在住の者

2 事故の概要

令和4年11月1日午後5時40分頃、公用車が府道第67号線の神足2丁目付近を南西から北東へ進行中、南側の市道第4079号線から出てきた相手方の自転車と府道第67号線との合流付近で衝突。

公用車の右後方と自転車の前方が衝突し、相手方が両膝を打撲した。

3 損害賠償の額

120,665円